

○京都橘大学奨学寄附金等取扱規程

平成28年11月28日

制定第2225号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における民間財団等（以下「寄附者」という。）より支給される研究費（以下「奨学寄附金等」という。）の受入れに関する取扱いについて定める。

(定義)

第2条 本規程において奨学寄附金等とは、本学の教育研究の援助を目的として、特定の対象を指定して、本学に寄附され、その経理が委任される奨学金・助成金、設備、機器をいう。

(奨学寄附金等の受付)

第3条 寄附者は、奨学寄附金等申込書を、事務主管課を経由して学長に提出しなければならない。

2 奨学寄附金等申込書には、目的・条件・金額等・対象などを記載する。

(受入れの審議・決定)

第4条 奨学寄附金等の受入れは、所定の「奨学寄附金等申込書」にもとづき、学長が決定する。

2 次の各号に掲げる条件が付されている奨学寄附金等は、受け入れることができない。

(1) 奨学寄附金等により財産を取得した場合、これを寄附者に対して無償で譲与すること。

(2) 奨学寄附金等による学術研究の結果、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権および著作権ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利が生じた場合、これを寄附者に対して使用させ、または譲与すること。

(3) 奨学寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

(4) 寄附申込後、正当な理由無く、寄附者がその意志により奨学寄附金等の全部または一部を取消することができること。

3 前項にかかわらず、寄附者が反社会的勢力に属すると判明した場合、奨学寄附金等は受け入れることができない。

(奨学寄附金等の支出)

第5条 奨学寄附金は、本学の会計に収納された後、間接経費に相当する額を差し引いた額を支出する。

2 前項の間接経費に相当する額は寄附金額の5%以上30%以内とし、特に定めのない場合は、10%とする。

3 学長が、特別な事情があると認める場合には、前項に定める間接経費について、個別

に設定することができる。

4 奨学寄附金等として寄附された設備・機器は、本学の資産としての手続を経た後、交付する。

(事務主管)

第6条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

奨学寄附金等申込書

年 月 日

京都橘大学

学長

殿

寄附申込者 (記名押印又は自署)

住 所 〒

会社名 (法人)

代表者役職名

氏 名

Ⓜ

氏 名 (個人)

Ⓜ

下記の通り、学校法人京都橘学園が設置する学校の教育および研究の充実のため、寄附を申し込みます。

1. 寄附の形態	寄附金・助成金 ・ 設備 ・ 機器
2. 寄附金申込金額	金 円也
3. 設備・機器の場合の品名	(円相当)
4. 寄附金等の対象指定	【対象者】 所属： _____ 職名・氏名： _____
5. 払込予定日	年 月 日
6. 寄附の目的	教育研究助成のため
7. 寄附の条件	

※以下は、法人の方は8を、個人の方は9をご記入ください。

8. 法人の場合	9. 個人の場合
① 貴社決算日 月 日	① 生年月日 (西暦) 年 月 日
【重要】払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下となる場合は、担当窓口までお知らせください。	② 連絡先 <input type="checkbox"/> 自宅・携帯 TEL () - <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 勤務先 TEL () - 勤務先名
② 連絡先 フリガナ 担当者名 所属部課・役職名 E-mail 住所 (申込者と異なる場合、ご記入ください) TEL () - FAX () -	③ 属性 ※いずれかに○印のうえ、ご記入下さい。 一般有志 卒業生 () 学校・大学・院 () 学部・研究科 年卒 保護者 お子様の在籍校 ()

